

「中央教育審議会の会議の運営について」により行われた諮問について

○生涯学習分科会	
認定を受けた通信教育の廃止について（平成 24 年 5 月 18 日）	2
○大学分科会	
認証評価機関の認証について（平成 24 年 4 月 20 日）	9
関連規定	14

生涯学習分科会  
認定を受けた通信教育の廃止について（平成24年5月18日）

24受文科生第178号  
中央教育審議会

認定を受けた通信教育の廃止について、社会教育法（昭和24年法律第207号）  
第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

平成24年5月18日

文部科学大臣 平野博文

## 文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

## 1. 廃止の申請(1法人1課程)

実施団体名	課程名	廃止の理由
学校法人産業能率 大学	生産管理基本コース	学習ニーズの高度化・個別化による受講者 数の減少および内容の陳腐化のため

# 文部科学省認定社会通信教育 廃止申請について

学校法人 産業能率大学

## (1) 法人の概要

- ①目的 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、マネジメントの原理にもとづき、科学的な経営・管理の実をあげうる人材を養成するとともに、よき社会人を育成することを目的とする。
- ②設立年月日 昭和25年3月14日
- ③所管官庁 文部科学省

## (2) 廃止しようとする課程の概要

- ①課程名 「生産管理基本コース」
- ②認定年月日 昭和48年5月4日
- ③通信教育の目的 生産管理の全体像を知ることによって、生産に関する諸問題を総合的に把握し、各管理方式や手法を実務に生かして使う能力を身につける。
- ④修了期間 6か月
- ⑤廃止理由 学習ニーズの高度化・個別化による受講者数の減少および内容の陳腐化のため
- ⑥受講者の措置 平成20年4月以降新規募集を停止しており、全ての受講生の学修期間は平成21年3月31日をもって終了している。
- ⑦廃止時期 許可され次第

# 通信教育について

## 学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

## 社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育  
(社会教育法第49条)

[定義] 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

## 文部科学省認定社会通信教育

学校、公益法人が実施主体となる。

### ○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

## 非認定の社会通信教育

学校、公益法人、営利法人、個人等が実施主体となる。

## 社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成24年4月現在、実施団体数は27団体、112課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

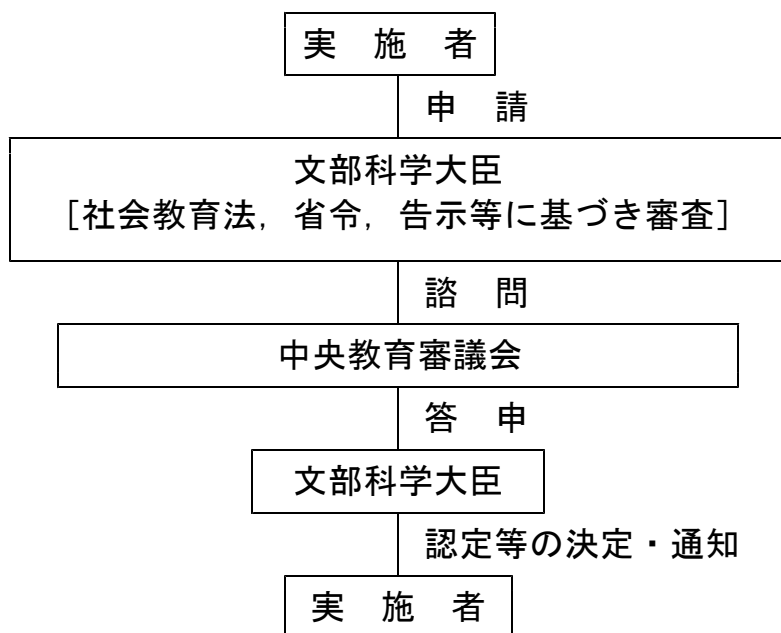
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条第3項の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。条件変更、廃止の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

### 〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	9	37	23千人
技術系課程	7	29	2
生活技術・教養系課程	11	46	26
計	27	112	53

※団体数、課程数は平成24年4月現在。受講者数は平成23年の数。

#### 4 社会通信教育の認定等の手続



# 文部科学省認定社会通信教育一覧

平成24年4月現在

		団 体 名	認 定 課 程 数 及 び 課 程 名
事 務 系 （ 37 課 程 ）	1	(財) 日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座(3級コース、2級コース)
	2	(財) 実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	(社) 日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4	(財) 日本生産性本部	3 生産性通信講座(初級コース、上級コース、実務コース)
	5	(学) 川口学園	2 早稲田速記講座(速習課程、専門課程)
	6	(社) 日本経営協会	10 企業会計講座(企業会計マスターコース)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦力化コース、民法入門コース、経済入門コース、労働法入門コース)
	7	(社) 公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	8	(学) 産業能率大学	7 生産管理基本コース、漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座
	9	(財) 日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
技 術 系 （ 29 課 程 ）	10	秋田大学工学資源学部	8 秋田大学工学資源学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	11	(社) 日本電気協会	1 電験3種講座
	12	(財) 国際文化カレッジ	13 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、洋菓子講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	13	(財) 中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引主任者講座、漢字検定ゼミナール
	14	(社) 日本測量協会	1 測量教室測量士補講座
	15	(学) 東京農業大学	1 造園製図コース
	16	(社) 全国農協乳業協会	1 乳業製造技術通信教育
生 活 技 術 ・ 教 養 系 （ 44 課 程 ）	17	(学) 香川栄養学園	4 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	18	(学) 文化学園文化服装学院通信教育部	2 文化服装通信講座(服装一般)、ファッション画講座上級コース(ファッション・デザイン画編)
	19	(学) 杉野学園ドレメーカー学院	1 ドレメ通信教育講座
	20	(学) 大塚学院大塚末子きもの学院	2 きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	21	(学) 清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミー	1 現代きもの講座
	22	(財) 日本英語検定協会	14 実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常オフィス英語講座、英語ルール60英語講座、英検対策講座(1級、準1級、2級、準2級、3級)
	23	(財) 日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	24	(財) 日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	25	(学) 日本放送協会学園	6 漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、川柳入門
	26	(財) 日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書I】、【楷書II】)
	27	(学) サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	1 ホームヘルパー養成2級課程・通信コース

(合 計 112 課程)

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）  
（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成十九年二月六日中央教育審議会決定）  
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
以下略	



大学分科会  
認証評価機関の認証について（平成24年4月20日）

24文科高第49号

中央教育審議会

次の事項について，理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成24年 4月20日

文部科学大臣 平 野 博 文

（理由）

社団法人日本造園学会より，別紙のとおり，学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので，同法第112条第1項第1号の規定に基づき，標記の諮問を行うものである。

## 認証評価機関の認証に関する審査委員会での審議の結果

文部科学大臣が、一般社団法人ビューティビジネス評価機構（ビューティビジネス分野）及び公益社団法人日本造園学会（環境・造園系分野）を専門職大学院の課程に係る評価を行う機関として認証することについては、これを適当と認めるとの審査結果。

○一般社団法人ビューティビジネス評価機構(ビューティビジネス分野)

○公益社団法人日本造園学会（環境・造園系分野）

### 【参考条文】

○学校教育法

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める  
審議会等（中央教育審議会）に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

(中央教育審議会の運営規則により、この案件は、大学分科会で議決することになっている)

23文科高第980号

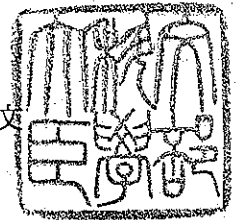
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成24年 1月31日

文部科学大臣 平野 博



(理由)

一般社団法人ビューティビジネス評価機構より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 一般社団法人ビューティビジネス評価機構の申請概要と審議経過について

### 1. 申請の概要

○一般社団法人ビューティビジネス評価機構から、ビューティビジネス分野の専門職大学院を評価するために、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員会の名簿は別紙1）。

### 2. ビューティビジネス分野の専門職大学院の現状

#### (1) 目的

ビューティビジネスに造詣の深い、高度な専門職としての経営者・管理者・指導者を養成

#### (2) 修了後の主な進路

ビューティサロン等のビューティビジネス業の経営管理者、ビューティビジネス教育業の指導者等

#### (3) 現在の専門職大学院

大学	学位名称	入学定員	開設年度
ハリウッド大学院大学 ビューティビジネス研究科 ビューティビジネス専攻	ビューティビジネス修士 (専門職)	20名	平成20年度

### 3. 大学分科会での審議経過

- 平成24年1月31日 文部科学大臣より中央教育審議会（大学分科会へ諮問）
- 平成24年2月15日 審査委員会の開催（申請団体からのヒアリングと審議）
- 平成24年5月22日 審査委員会の開催（指摘事項に対するヒアリングと審議）
- 平成24年7月 3日 大学分科会で審議

#### 4. 審査委員会での論点

- 一般社団法人ビューティビジネス評価機構の申請内容について、以下の見直しを求め、必要な見直しがされたことから、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した上で、以下の審議が行われた（認証の基準は別紙2）。

##### 【ヒアリングでの主な質疑】

##### (1) 評価基準の明確化について

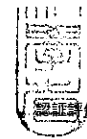
- ・ 大学院の目的に即して求める人材の知識能力と関連づけたカリキュラムポリシーやディプロマポリシーの観点を基準に設けることにより、評価機関が学習者に対して何を保証するのがより明確になるのではないかと審査委員会の指摘があり、ビューティビジネス分野の高度専門職業人養成という評価対象の専門職大学院の目的及びビューティビジネス分野の国際性を踏まえ、共通に求められる学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）の考え方を明らかとした評価の基準を新たに設ける変更を行った。
- ・ 専門職大学院として理論と実務を架橋する以上、共通に求める教育課程の内容を基準に盛り込むべきとの審査委員会の指摘があり、教育課程の適切性等を判断するための評価の基準について、ビューティビジネス分野の専門職大学院として養成すべき知識・能力や共通に求める教育内容を明らかにする基準を新たに設ける変更を行った。

##### (2) 評価体制の公平性、中立性、安定性の確保について

- ・ 評価体制の公正性の観点から、評価委員会に参画できない者の範囲について、専任の教職員、学校法人の役員、評議員の取扱いを明確にした。
- ・ 現状において評価対象の専門職大学院は1校であるが、評価機関と評価対象の専門職大学院との間には、中立的な評価の実施の妨げとなるような人的・財政的な利害関係は存在せず、第三者評価機関としての独立性が担保されていることが示された。
- ・ 評価手数料については、財務基盤の安定性が確保された妥当な額となっている。

### 【委員の主な意見】

- ・対象となる専門職大学院が少ないため、人事、財政面において被評価者からの独立性・中立性の確保、運営上の安定性の確保に特に留意する必要がある。
- ・長期的に安定した質の高い評価を実施するよう認証評価連絡協議会と連携する必要がある。



23受文科高第3882号

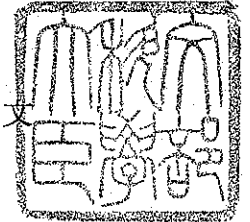
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成24年 4月20日

文部科学大臣 平野 博



(理由)

社団法人日本造園学会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 公益社団法人日本造園学会の申請概要と審議経過について

### 1. 申請の概要

○公益社団法人日本造園学会から、環境・造園分野の専門職大学院を評価するために、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員会の名簿は別紙1）。

### 2. 環境・造園分野の専門職大学院の現状

#### (1) 目的

環境・造園に深い学識及び卓越した能力を有する高度な環境・造園系専門職業人を養成

#### (2) 修了後の主な進路

企業、行政、シンクタンク等における土木造園の施工管理・マネジメントの技術者 等

#### (3) 現在の専門職大学院

大学	学位名称	入学定員	開設年度
兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 緑環境景観マネジメント専攻	緑環境景観マネジメント 修士（専門職）	20名	平成21年度

### 3. 大学分科会での審議経過

- 平成24年4月20日 文部科学大臣より中央教育審議会（大学分科会へ諮問）
- 平成24年5月22日 審査委員会の開催（申請団体からのヒアリングと審議）
- 平成24年7月 3日 大学分科会で審議



#### 4. 審査委員会での論点

- 公益社団法人日本造園学会の申請内容が、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した上で、以下の審議が行われた（認証の基準は別紙2）。

##### 【ヒアリングでの主な質疑】

##### (1) 認証評価体制について

- 認証評価体制について、理事会、認証評価総務委員会、認証評価審査委員会、認証評価提訴審議委員会との権限・役割等について関係を明らかにしている。

##### (2) その他について

- 申請書の記載内容、記載ぶりについて適正なものとなっている。

##### 【委員の主な意見】

- ・ 対象となる専門職大学院が少ないため、評価委員の選任にあたり、公平性・客観性の確保に特に留意する必要がある。
- ・ 長期的に安定した質の高い評価を実施するよう認証評価連絡協議会と連携する必要がある。

**第6期中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会 委員**

臨時委員：平成23年2月21日発令

専門委員：平成23年6月7日発令

◎座長，○座長代理

(臨時委員) 3名

榎谷 隆夫	公認会計士・税理士
◎佐藤 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
○佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長，桜美林大学長

(専門委員) 6名

相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
門司 和彦	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所教授
濱名 篤	学校法人濱名学院理事長、関西国際大学長
早田 幸政	大阪大学大学教育実践センター教授
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター教授
森脇 道子	自由が丘産能短期大学長

計9名 (五十音順)

## 評価機関の認証にあたっての基準について

【基準1】 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。（学校教育法第110条第2項第1号）

＜基準1に係る細目（細目省令第1条概要）＞

- ① 大学評価基準が学校教育法及び各設置基準に適合していること。
- ② 大学評価基準の項目を、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から設定していること。
- ③ 大学評価基準の決定又は変更に際し、案の公表など公正性・透明性の確保のための措置を講じていること。
- ④ 評価方法として自己点検・評価の分析及び実地調査を含むこと。
- ⑤ 大学評価基準の設定に当たり、以下の事項について評価することとしていること。

【専門職大学院（法科大学院を除く）】

- (1) 教員組織
- (2) 教育課程
- (3) 施設及び設備
- (4) その他教育研究活動に関すること

【基準2】 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。（法第110条第2項第2号）

＜基準2に係る細目（令第2条概要）＞

- ① 評価の業務は、大学の教員及びそれ以外の者が従事（専門職大学院評価にあつては、さらに分野に関する実務経験者が従事）すること。  
なお、法科大学院の認証評価においては、法曹実務経験者が評価の業務に従事すること。
- ② 大学の教員が所属大学の評価に従事しない措置を講じていること。
- ③ 評価に従事する者に研修等を実施すること。
- ④ 機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合には、それぞれ実施体制を整備していること。
- ⑤ 認証評価業務とそれ以外の業務に係る経理を区分すること。また、機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合も経理を区分すること。

【基準3】 評価結果の公表、文部科学省への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。（法第110条第2項第3号）

【基準4】 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。（法第110条第2項第4号）

【基準5】 認証を取り消され、その日から2年を経過しない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）でないこと。（法第110条第2項第5項）

【基準6】 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。（法第110条第2項第6号）

＜基準6に係る細目（令第3条概要）＞

- ① 申請のあった機関は以下の事項を公表すること。
  - (1) 名称及び事務所の所在地
  - (2) 役員の名
  - (3) 評価の対象
  - (4) 大学評価基準及び評価方法
  - (5) 評価の実施体制
  - (6) 評価の結果の公表の方法
  - (7) 評価の周期
  - (8) 評価に係る手数料の額
  - (9) その他評価の実施に関し参考となる事項
- ② 大学から評価の要求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価を行うこと。
- ③ 評価の実績などにより、評価を公正・適確に実施する見込みがあること。
- ④ 専門職大学院の評価の実施後、教育課程又は教員組織に重要な変更があつた場合、その変更を把握し、必要に応じ、その変更を評価結果に付記する等の措置を講ずること。

【基準7】 評価結果の公表の方法は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ること。（学校教育法施行規則第171条）

# 認証評価制度について

国公立のすべての大学は、7年以内に1回、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けなければならない。

加えて、専門職大学院は、5年以内ごとに認証評価を受けなければならない。

## 1. 認証評価の主な目的

- 各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることの確認。
- 各大学の自主的・自律的な質保証、向上の取組の支援。
- 各大学の特色ある教育研究の進展の支援。

## 2. 文部科学大臣による認証の基準

学校教育法第110条に文部科学大臣が認証を行う際の基準が規定されており、評価機関はその基準を満たす場合に、文部科学大臣から「認証」を受けることができる。

## 3. 専門職大学院の評価機関の整備

専門職大学院については、現在設置されている大学院のすべての分野に対して評価機関が整備されていないため、評価機関の整備が進んでいる。

（認証評価機関が整備されていない分野）

- 福祉マネジメント
- 緑環境景観マネジメント
- ビューティビジネス
- グローバル・コミュニケーション実践
- デジタルコンテンツ
- デザイン経営
- 映画プロデュース

## 関連規定

### ○ 中央教育審議会の会議の運営について

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会申し合わせ)

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 23 年 2 月 15 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（平成 23 年 2 月 15 日）から適用する。

(参照条文)

### ○ 中央教育審議会運営規則（抄）

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会決定 平成 23 年 9 月 22 日改正)

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

	(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
スポーツ・青少年分科会	<p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）</p>

○ 中央教育審議会令（抄）（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。